

## 中間検査チェックシート

申請建築物に該当しない項目は、チェック欄を斜線で消してください。

## (共通事項)

(い)		工事監理者 チェック欄
検査箇所	検査事項	
全般	工事現場における確認があった旨の表示	
	工事現場における設計図書の具備	
接道と建築物の配置	申請に係る建築物の敷地	
	敷地の境界線	
	方位	
	敷地の接する道路の位置及び幅員	
	敷地内における建築物の配置	
	土地の高低	
階段	位置	
	構造	
柱、壁、床及び屋根	位置及び形状	
	開口部の位置等	
	耐火構造等の確認	
廊下	幅員と形状	
避雷設備	避雷設備の接地極の位置	
排水設備	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	
浄化槽	浄化槽の位置等	
(備考)		

## (木造の場合)

(い)		(ろ)	
検査箇所	検査事項	目視 検査	監理 報告
全体・共通事項	令第3章第8節	柱、横架材、筋かい及び土台等の位置	
		木材の樹種、等級、形状及び寸法	
		接合金物等の種別、面材の規格及びくぎの種類	
地盤・基礎	令第22条	床下換気孔の位置	
	令第38条及び令第93条	支持地盤の位置及び種類、許容応力度並びに地耐力	
	令第38条、令第73条、令第77条の2及び令第78条	基礎の種類、形状及び寸法	
	令第38条	基礎の材料及び配筋状況 支持地盤の種別及び位置	
土台	令第42条	アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置並びに基礎との緊結状況	
	令第47条	継手の接合方法	
柱	令第43条	欠込み部又は通し柱に代わる管柱の補強の状況	
	令第47条	継手及び仕口の接合方法	
横架材	令第44条	構造耐力上支障のある欠込みのないこと	
	令第47条	継手及び仕口の接合方法	
筋かい等	令第45条	欠込み部の補強の状況	
	令第46条	軸組の配置及び種類	
	令第47条	継手及び仕口の接合方法 面材の取り付け方法 くぎ打ちの方法	
床組	令第22条	床の高さ	
	令第46条	火打ち材の配置	
小屋組	令第46条	火打ち材及び振止めの配置	
	令第47条	継手及び仕口の接合方法	
防腐措置等	令第49条	防腐措置又は防蟻措置	

(備考)

(鉄骨造の場合)

		(い)		(ろ)	
検査箇所		検査事項		目視検査	監理報告
報告書審査による確認事項	指定建築材料の品質規格確認	法第37条	鋼材及び高力ボルトの規格及び品質		
		令第67条	溶接材料の規格と鋼材の組み合わせの適否		
	継手及び仕口の構造方法	令第67条	突合せ継手の食い違い等の検査結果		
	高力ボルトの接合方法	令第67条	ボルト等の縁端距離及び高力ボルト摩擦接合部の摩擦面の処理方法		
	溶接接合部の検査	令第67条	外観検査及び内部欠陥等の検査結果		
全体	指定建築材料の品質規格確認	法第37条	鋼材及び高力ボルトの規格及び品質		
		令第67条	溶接材料の規格と鋼材の組み合わせの適否		
	部材の配置	令第3章第8節	柱、はり、斜材(ターンバックル等)及び床版等の配置		
	部材の寸法・形状	令第3章第8節	柱、はり、斜材及び床版等の形状及び寸法		
	開口部の補強	令第69条	柱及びはり等の開口部の補強の状況		
溶接接合部	加工溶接部分の外観・形状・寸法	令第67条	ダイヤフラムとフランジのずれ 突合せ継手の食い違い アンダーカット 割れ等の構造耐力上支障のある欠陥 その他の溶接部の外観及び形状		
		令第92条及び令第96条	継手及び仕口の種類(突合せ溶接、すみ肉溶接)		
	継手及び仕口の構造方法	令第67条	突合せ継手の食い違い等の検査結果		
	溶接接合部の検査	令第67条	外観検査及び内部欠陥等の検査結果		
	現場溶接部の外観・形状	令第67条	ダイヤフラムとフランジのずれ 突合せ継手の食い違い アンダーカット 割れ等の構造耐力上支障のある欠陥		
		令第92条及び令第96条	継手及び仕口の種類(突合せ溶接、すみ肉溶接)		
高力ボルト接合部	令第37条第2号に規定する認定を受けた高力ボルト	令第67条	ボルトの本数、径、孔径、中心距離及び縁端距離		
		令第92条の2	締付ボルト張力等の検査		
			ボルトの本数、添板数及び摩擦接合面 締付状態の確認		
	JIS形六角ボルト	令第67条	ボルトの本数、径、孔径、中心距離及び縁端距離		
斜材の接合部	共通	令第3章第8節	斜材の接合部の形式、板厚、材質及び補鋼材等		
		令第66条	柱脚の構造方法 アンカーボルトの材質、径及び本数並びにナットの高さ アンカーボルトの配置		

柱の脚部の構造方法	露出形式	令第66条	座金の仕様及びナットの戻り止め措置	
			アンカーボルトの定着長さ	
			柱の最下端の断面積に対するアンカーボルト全断面積の割合	
			ベースプレートの厚さ	
			アンカーボルトの径、孔径及び縁端距離	
	根巻き形式	令第66条	アンカーボルトの緊結状況	
			根巻き部分の高さ	
			根巻き部分の立ち上がり主筋の本数及び配置	
			立ち上がり主筋の定着長さ（根巻き部分及び基礎）	
			根巻き部分の帯筋（令第77条第2項及び第3項）	
埋込み形式	令第66条	スタッドボルトの径、本数及び配置並びに溶接状況		
		柱の埋込長さ		
		側柱及び隅柱のU字型補強筋等による補強の状況		
		埋込部分の鉄骨のかぶり厚さ		
床版の接合部	令第3章第8節	スタッドボルトの径、本数及び配置並びに溶接状況		
		床構造の形式		
(備考)				
頭付きスタッド等の施工状況及び検査結果				

(鉄筋コンクリート造の場合)

			(い)	(ろ)	
検査箇所			検査事項	目視検査	監理報告
全体	共通	法第37条	鉄筋の規格及び品質		
		令第73条	コンクリートの規格及び品質		
		令第79条	鉄筋の継手、定着長さの位置及び長さ並びに工法		
		令第3章第8節	かぶり厚さ		
		令第3章第6節	柱、はり、壁及び床版の位置		
地盤	基礎ばり	令第38条、令第73条及び令第78条	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
			基礎ばりの断面寸法の偏心による補強の状況		
			基礎ばりの主筋の径、本数、配置、定着方法並びに継手の位置及び長さ		
柱	主筋	令第77条	基礎ばりのあばら筋の径、配置及び形状		
			柱の寸法、主筋の径、本数、配置及び出隅のかぎ状の折り曲げ形状並びに柱頭の鉄筋の位置		
	帯筋	令第77条	柱の帯筋の径、本数、配置及び形状		
床	床版の配筋	令第77条の2	主筋折曲げ部の帯筋補強		
	補強筋等	令第77条の2	仕口部分の帯筋の配置		
はり	主筋	令第78条	帯筋のかぎ状の折り曲げ形状及び結束		
	あばら筋	令第78条	床版の寸法及び支持条件並びに鉄筋の径、本数及び配置		
壁	壁筋	令第78条の2	はりの寸法並びに主筋の径、本数及び配置		
	補強筋等	令第3章第8節	あばら筋の径、本数及び配置並びにかぎ状の折り曲げ形状及び緊結状況		
その他	型枠並びにコンクリートの施工状況	令第37条及び令第79条	壁の寸法並びに鉄筋の径及び配置		
		令第72条及び令第74条	目地（完全、部分）の位置及び形状並びに配筋状況		
		令第75条及び令第76条	型枠及び支柱の締付及び清掃状況		
		令第76条	コンクリートの密実性の状況		
		令第3章第8節	コンクリートの調査及び圧縮強度		
(備考)					
コンクリート打設後の養生					
型枠支柱存置期間					
基礎、柱、はり、床版及び壁の寸法					

(注意事項)

1. 「共通事項」は、検査を行ったすべての建築物について、「木造の場合」は、木造の建築物(その一部が木造のものを含む。)について、「鉄骨造の場合」は、鉄骨造の建築物(その一部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものを含む。)について、「鉄筋コンクリート造の場合」は、鉄筋コンクリート造の建築物(その一部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものを含む。)について用いてください。
2. 検査を行った建築物の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号において規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(い)欄に掲げる検査事項ごとに、(ろ)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、施行規則別記第19号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「監理報告」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。
3. 検査を行った建築物が法第39条、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は法第68条の9第3項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄又は別紙に記載して添えてください。
4. (ろ)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。